



一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会  
<http://www.taxi-tokyo.or.jp/>

プレスリリース

令和元年 5 月 1 0 日

報道関係者各位

第7回 東京都特別区・武三交通圏タクシー準特定地域協議会  
第6回 東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会  
第8回 東京都北多摩交通圏及び西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会  
の書面開催について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条第1項及び同法施行規則第10条の5第1項の規定に基づき関東運輸局長から東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会会長、東京都特別区・武三交通圏及び東京都北多摩交通圏及び西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会会長に対し「消費税率引上げに伴う運賃の範囲の変更」に関する通知がありました。

つきましては、東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱第5条の17また、東京都特別区・武三交通圏及び東京都北多摩交通圏及び西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会の夫々の設置要綱第5条の16に基づき、消費税率引上げに伴うタクシー運賃の改定についての概要を記載した書面を送付し、その意見を聴取する書面開催とし下記のとおり実施いたしますのでお知らせいたします。なお、新たに協議会の構成員として加入したい方については、5月17日（金）までに下記の問い合わせ先にお申し出ください。

#### 記

1. 意見聴取受付開始日 令和元年5月21日（火）
2. 意見聴取内容 消費税率引上げに伴う運賃の範囲の変更に関する意見
3. 意見書面提出先 〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-13  
一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会内  
東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会事務局  
東京都特別区・武三交通圏及び東京都北多摩及び  
西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会事務局

本件に関する  
お問い合わせ先

一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会  
門井・小池・鈴木・石田 TEL : 03-3264-8080